

# 監事監査報告書

学校法人 片柳学園

理事会 御中

評議員会 御中

令和7年5月27日

監事 寺本 哲 

監事 小黒 祐康 

私たちは、私立学校法第37条第3項第4号（令和5年5月8日施行）及び学校法人片柳学園寄附行為第10条第1項第4号（令和5年3月1日施行）の規定に基づき、学校法人片柳学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務の執行の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

## 1. 調査方法の概要

私たちの監査は、内部統制の状況及びその有効性に留意し、学校法人片柳学園の財産並びに業務の執行について適正かつ効率的な運営が行われているかについて判断を行うとともに、不正等の事実がないかどうかの合理的な証拠を求めることにあります。

そのため、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討を行うなど必要と思われる監査手続を実施しました。

私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断しています。

## 2. 監査結果の意見

監査の結果、

- (1) 学校法人片柳学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 令和6年度の計算書類すなわち、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書は会計帳簿の記載と合致し、学校法人片柳学園の収支及び財産の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (3) 令和6年度の事業報告書は、法令若しくは寄附行為に従い、学校法人片柳学園の状況を正しく示しているものと認めます。

以上